

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年2月17日（火）午前8時51分～午前9時22分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和8年度所信表明（案）について」の説明をお願いします。

部 長 令和8年度所信表明（案）については、事前に市長等と調整した上で、意見を取りまとめましたが、何かあれば、本日中に財政課へお願いします。最終版は市長一任とします。

市 長 意見等あれば、本日中に財政課へ連絡してください。その後、調整の上、私の方で最終決定とします。

 続いて、審議事項2「犯行予告等への対応要領について」の説明をお願いします。

部 長 犯行予告等への対応要領の策定について、各部で確認いただき、2月6日まで意見を募った結果、資料のとおり意見をいただきました。各部からの指摘箇所について整理し、より実践的な対応がとれるよう内容を修正しています。

 主な修正点は、資料のNo.3及び4で、学校等に直接犯行予告があった際に、警察から「犯行予告を受けた部署から直接連絡を欲しい」と要望があったことを踏まえ、犯人と直接対応した場合にも当該部署等から警察へ直接連絡できる旨を、対応要領の1ページ4（2）イに追記しました。

 同じくNo.8で、小中学生だけでなく、幼児や高校生等も同様の警戒が必要ではないかとの指摘について、小中学生等の「等」に含むものとし、対応要領の2ページ（3）エ①の3項目目にその旨追記しました。その他文言修正を行っています。

 以上を踏まえ、審議のほどよろしくをお願いします。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

 次に、報告事項1「狛江市国民保護計画（令和7年度変更）（素案）に対す

るパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」を報告してください。

部長 パブリックコメントは、1月15日から2月13日まで実施し、1人から1件の意見提出がありました。市民説明会は、1月23日及び25日の2回開催し、計3人の参加がありました。パブリックコメントでいただいた意見は、国民保護法と平和安全法制の関連性に関するもので、それぞれの法制度や対応主体等の一般的な内容に加え、狛江市国民保護計画は国民保護法に基づいた内容である旨を記載し、回答としました。

また、本意見は計画の内容に係るものではないことから、計画素案内容の修正はありません。

最後に今後のスケジュールですが、庁議後に第2回狛江市国民保護協議会の開催及び東京都との正式協議を経た後、改めて庁議で計画案を諮り、計画の変更を決定する予定です。

市長 続いて、報告事項2「学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性について」を報告してください。

部長 本件については、2月9日開催の教育委員会で審議後、市長が会長を務める総合教育会議で協議し、承認いただいています。

まずは、試行実施事業の検証結果を説明します。試行実施状況として、令和6年度は狛江第一小学校の5・6年生及び和泉小学校の全学年、令和7年度は市立小学校全6校の5・6年生を対象とし、1学年当たり5回の水泳指導とバスによる送迎を川崎市多摩区の民間事業者に委託して実施しました。

検証の方法としては、実施校に対するアンケート調査等を行いました。

実施の効果については、①熱中症や紫外線による健康リスク対策、②指導上の利点と課題、③コストの低減、④総括の項目があり、④総括では、試行実施により、健康リスクが軽減されること、専門性の高い指導に加え、安全性もより高く担保できること、教職員の負担が軽減されていること等、一定の効果が確認できたことを示しています。一方、単純に3年間の経費支出だけを見れば、10校全てで屋外プールを維持管理するための年間の平均費用に比べ、民間委託の費用の方が上回っている状況となっています。しかしながら、健康上のリスクも看過できないことから、屋外型の学校プールを引き続き維持・整備することは難しいため、今後は廃止も視野に入れて検討する必要があるとしています。また、屋内型のプールを学校ごとに再整備することも財政負担を考えれば現実的とは言えないため、民間施設の活用だけでなく、他の公共施設を複数校で利用する方法を検討する必要があるとしています。

また、「4（仮称）西和泉スポーツ施設の概要」では、市長部局による旧狛

江第四小学校跡地整備基本計画等に基づき、令和13年度には旧狛江第四小学校の跡地に施設を整備する予定であること、施設内の室内温水プールを小中学校の水泳授業で利用することを想定して計画を進めている現状を記載しています。

最後に、「5今後の方向性について」は、狛江市の特性を前提として、試行実施の検証結果や予定している施設整備を踏まえ、教育委員会では、現状の課題に対する対策を行いつつ、学習指導要領に則り、小中学校における水泳指導等を今後も継続することを基本とした上で、今後の方向性について、次のとおり4点に整理しました。

- ①(仮称)西和泉スポーツ施設が整備されるまでの間は、「学校プール民間施設等活用事業」として、現在の取組を継続すること
- ②将来的には、小中学校の水泳指導等については、(仮称)西和泉スポーツ施設の室内温水プールの共同利用を実施すること
- ③指導体制については、外部指導者等による指導の専門性の高さと、教職員による日常の連続性のある指導のそれぞれ教育的効果や、教職員の負担軽減のバランスを鑑みながら、学習指導要領に定められた水泳指導の目標に応じて、より効果的な体制を今後も引き続き検討すること
- ④小中学校に設置されている屋外プールの取扱いについては、他の代替機会の確保がされる場合においては、学校の大規模改修や改築等の施設整備に合わせて、市長部局と連携しながら、廃止も視野に入れて慎重に検討することとなります。

これらの方向性については、第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)実行プランに明記する等、関連する計画や文書にも必要に応じて反映させ、計画的に検討を進めることとしています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 共同利用とありますが、(仮称)西和泉スポーツ施設の温水プールを小中学校の全学年が使った場合、どれくらい使用するのでしょうか。市民が期待している施設です。

部長 45分授業2枠を5コマで検証していますが、小中学校全校で実施した場合でも、若干の余裕がある状況です。新学期や夏休み期間中は使用せず、授業は平日の午前中だけを目安としているため、一定の空きが生じると試算しています。

市長 運用面の検討をお願いします。

続いて、報告事項3「狛江市いじめ防止基本方針の改定について」を報告してください。

部長 平成29年9月に策定した狛江市いじめ防止基本方針について、教育委員

会では、生徒指導提要の改定等の国の動きや、ネットいじめの状況等も踏まえ、市や教育委員会、学校が一体となって、より一層実効性を高め、いじめ防止に取り組むために見直しを図ることとし、狛江市いじめ問題対策委員会に諮問し、改定案を検討してきました。2月2日付けで、狛江市いじめ問題対策委員会から改定案の答申をいただき、2月9日の教育委員会及び総合教育会議で審議し、承認を得ました。

本改定に当たっては、同委員会での協議に加え、校長会や副校長会、生活指導主任会から様々な意見をいただきました。加えて、狛江市立小中学校の児童会や生徒会を中心として、ネットいじめを含む、いじめの認識や援助希求行動、いわゆる助けを求める行動等を見出し、大人がどのように受け止めたらいいか等について、意見聴取を行いました。また、合わせて4月1日施行予定の狛江市子どもの権利条例との関連についても検討しました。

改定に当たり、主に次の3点について変更しています。

第1に、これまでは項目「第1 基本的事項」としていたところを、「第1 基本的な考え方」に改め、いじめ防止等の対策に係る基本理念としました。いじめ防止対策推進法の理念を再度確認し、いじめは全ての児童・生徒に大きな影響を及ぼすこと及び関係機関と連携して、いじめ問題の対策に当たることを明記しました。また、いじめはどこの学校でも起こり得るとの認識から、「いじめを許さない」から「人を傷付けない」というより大局的な見方に変更しました。

第2に、いじめの未然防止について、生徒指導提要及び東京都いじめ総合対策【第3次】において発達支持的生徒指導が重視されたことを受け、本基本方針においても、何か起きてから動くのではなく、小さな違和感を大切にしていくとともに、日頃から児童・生徒と教員、及び児童・生徒同士の信頼関係を積み上げ、豊かな人間関係を構築できるように指導の充実を図っていくことを記載しました。また、児童・生徒の援助希求行動等の受け止め方についても研修をとおして充実を図っていくことを記載しました。

第3に、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応の充実について、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでの記載内容を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中核に据え、いじめの防止及び早期発見・早期対応を実効的・組織的に行っていくことを明記しました。また、いじめ問題の対応経過についても、いわゆる5W1Hを明確にして記録し適切に管理することについて記載しました。

今後、市立学校全校へ周知し、学校における対策の徹底等を図ります。

市 長

本件について、質問等ありますか。

副市長 本方針には、市長の責務として、狛江市いじめ問題調査委員会の設置が規定されていますが、どこが所管するのでしょうか。

市長 人権を所管する企画財政部政策室になると思います。教育委員会の案件に市長が関与することになります。どのような整理でしょうか。

教育長 大津市での事件を受け、市長部局が必ず関与しなければならないという方向性が示されているためです。

市長 取扱いについては案件によって協議した方が良いでしょう。調整してください。

続いて、報告事項4「狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を報告してください。

部長 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下、給特法という。）の改正に伴い、教育委員会として同法第8条第1項において新たに規定された、業務量管理・健康確保措置実施計画を2月9日に策定しました。また給特法第8条第4項において、総合教育会議にて実施状況等について報告義務が規定されていることや、財政措置等にも関わる事項であることから、2月9日の総合教育会議で報告しました。

本市の学校の働き方改革プランを踏まえ、国が示している業務量管理・健康確保措置実施計画及び、東京都の学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラムを参酌し、本市の現状を反映しています。

本市の学校働き方改革プランの目標である、「令和8年度までに、1カ月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする」を、国の指針に合わせ、表記を「1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする」と改め、また、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることや、ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標も示しています。計画期間は、国が示している令和11年度としています。実施する業務量管理・健康確保措置の内容については、これまでの本市の学校の働き方改革プランを、文部科学省が提示している、学校と教師の業務の3分類をもとに整理し、取組内容を示しています。

市長 国の法律が4月1日より完全実施であるため、策定は2月ですが、適用は4月1日ということですか。先程の狛江市いじめ防止基本方針も策定は2月ですが、適用は4月1日ということですか。

部長 総合教育会議で決定した2月です。

市長 適用時期が明確でないので、決定した時から施行するといった文言を入れる等、整理をした方が分かりやすいと思います。

続いて、報告事項5「狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについ

て」を報告してください。

部長 粕江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについての答申結果について、令和8年第2回教育委員会定例会において承認いただき、令和7年度第2回粕江市総合教育会議で報告しました。

本件は、7月23日付けで粕江市スポーツ推進審議会に諮問し、粕江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて、11月7日付で答申されました。

具体的には、現在の粕江市スポーツ推進計画は計画期間が令和3年度から令和7年度までとなっており、令和7年度中の改定が必要でしたが、令和7年3月に策定された旧粕江第四小学校跡地整備基本計画に基づき、(仮称)西和泉スポーツ施設の利用方針等と合わせ実態に即した計画策定が望ましいこと、改正スポーツ基本法、国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌し、動向に注視しながら、現計画の運用及び各種調査研究を進める必要があるものの、喫緊に目標値を変更することは不要であること等を踏まえ、現在の粕江市スポーツ推進計画を令和12年度まで計画期間の延伸をすることが妥当であると答申を受けたものです。

なお、(仮称)西和泉スポーツ施設の基本設計・実施設計等の進捗状況や粕江市におけるスポーツを取り巻く環境の変化に応じて、粕江市スポーツ推進計画の計画期間の再度の見直しが必要になった場合は、改めて審議をすることとの意見もいただいています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 令和7年11月の答申ですが、なぜ今頃庁議で報告するのでしょうか。

部長 総合教育会議に合わせるため、このタイミングでの報告としました。

市長 審議事項ではなく報告事項なので、庁議で先に報告しても良いと思います。その他ありますか。

部長 会派の変更についてです。

自由民主党・明政クラブより、2月10日付けで会派名等変更届の提出がありました。変更内容としては、しの浩司議員が、自由民主党・明政クラブを退会するものです。変更年月日は、提出日と同日の2月10日です。

なお、議席については、3番にしの議員が入り、吉野議員が4番、以降、1番ずつズレて、9番が山田みちこ議員となります。これ以外での議席の変更はありません。また、しの議員の控室は無会派室となります。

市長 その他ありますか。

部長 東京39市町村職員採用合同説明会についてです。

自治体が企業との厳しい人材確保競争を強いられる中、多摩地域初の試みとして、2月16日に八王子市の東京たま未来メッセにて、東京市町村総合

事務組合取りまとめのもと、東京 39 市町村職員採用合同説明会が開催され、当市も職員課がPRのため参加しました。

参加者は、午前 700 人、午後 700 人の定員で、自治体ごとに分けられたブースで、説明に熱心に耳を傾けている姿が見られました。

地元の八王子市をはじめ、ブランド力の高い自治体は、立ち見となるところも複数ありました。会場は当市からやや距離がある場所で、不利な状況ではありましたが、午前午後合わせて 141 人の志望者が狛江市のブースに来場され、熱心にメモをとる姿や時折質問をする姿も見られました。

なお、説明のプレゼンテーションにおいては、当市では、採用過程や市の魅力そのもの以外にもフリーアドレス化をはじめとした、これまでハード面・ソフト面ともに進めてきた働きやすい環境整備についてPRしたり、未来戦略室を通じて環境政策課の職員にも協力いただき、職員発信の事業の一例としてナッジをいかした事業展開についてプレゼンし、狛江市職員としての働きがいについてPRする等、大変有意義な説明会となりました。

当日は、副市長にも参加いただくとともに、御協力いただいた職場の皆様にご礼申し上げます。

新規職員の採用活動は、その重要性が以前にも増しています。今後、他部の皆様にも協力を依頼する必要があると思いますので、その際は協力をお願いします。

市長 市長会役員会においても、本件について報告されました。今回は試行的な実施で今後どうするか検討されるとのこと。今回は八王子で開催されましたが、開催場所も検討が必要です。どこの地域の人たちが来場しているか等の分析はするのですか。

部長 来場者にアンケートを実施していたので、検証されると思われます。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月17日午前9時00分から開催します。